

大和地場野菜使用店認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 大和市の大和地場野菜（地場農産物）を使用した料理を提供する飲食店及び菓子、惣菜等販売店（以下、「店舗」という。）について、「大和地場野菜使用店」（以下、「使用店」という。）として認証し、店舗のPRに繋げながら地場農産物の消費拡大を図るとともに、地産地消の推進に取り組むことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「大和地場野菜」とは大和市内において生産または収穫された農産物（地場農産物）をいう。

(対象)

第3条 認証の対象は、大和市内において営業し、大和地場野菜を使用した料理等を提供している店舗とする。

(申請)

第4条 本制度の認証を受けようとする店舗は、認証申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に必要な資料を添えて、市長に提出するものとする。

2 認証の登録は、年2回行うものとし、登録の時期については次の各号のとおりとする。

(1) 4月登録については、前年9月から本年2月までの申請分とする。

(2) 10月登録については、本年3月から8月までの申請分とする。

(認証基準)

第5条 市長は、申請された店舗が、次の各号に掲げる要件を全て満たしている場合、使用店として認証することができる。

(1) 大和地場野菜（地場農産物）を使用した料理を通年又は旬の時期に提供していること。

(2) 大和地場野菜（地場農産物）の使用について、店舗内やメニュー等に表示するなど、来店者に情報提供していること。

(3) 市内の農家又は直売所から直接仕入れを行っていること。ただし、これに準ずると市長が認めたときは、この限りではない。

(4) 食品衛生法、JAS法等の関連法令を遵守していること。

(5) 店舗の情報について、市のホームページや冊子等のメディアで紹介されることを承諾していること。

(審査及び認証)

第6条 市長は、受理した申請書の内容を審査し、第5条に規定する認証基準を満たすと認めたときは、店舗を使用店として認証するものとする。

2 市長は、認証の可否について、店舗に対して認証結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、認証店舗一覧表（以下、「一覧表」という。）を作成し、第1項により認証を受けた店舗（以下、「認証店」という。）を一覧表に登載するものとする。

(認証期間)

第7条 前条第1項の認証の期間は、同条第2項の通知を行った日から1年を経過する日までとする。ただし、1年を経過し、認証店から辞退の届出がない場合は、自動的に更新されるものとする。

2 当該認証制度が終了した場合、認証の効果は自動的に失効するものとする。

(認証内容の変更及び認証の辞退)

第8条 認証店は、申請した内容に変更が生じた場合は、様式第1号により市長に届出するものとする。

2 認証店は、認証の辞退を行う場合又は認証基準に合致しなくなった場合は、認証辞退届（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

(認証の取消し)

第9条 市長は、認証店で現地確認を行い、認証基準を満たさなくなった場合、申請書等の記載内容に虚偽があった場合又は法令違反等があった場合、その理由を通知し、当該認証を取り消すことができる。

2 市は、認証を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(苦情)

第10条 認証店は、当制度の申請時に届け出た内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

(責務)

第11条 認証店は、当該認証制度を推進するために、市が作成した素材等を活用し、積極的に広報啓発に努めなければならない。

2 認証店は、第1項に規定するもののほか、市が主催し、又は協賛する広報啓発に係るイベント、事業等に協力を求められた場合は、可能な範囲で参加し、又は協力しなければならない。

らない。

(権限の委任)

第 1 2 条 当認証制度の要領に基づく権限については、当認証制度の事業を受託する者に対し、委任範囲と委任期間内で、委任することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 1 3 条 第 4 条及び第 8 条の手続きは、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 7 年大和市条例第 2 5 号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 1 7 年大和市規則第 6 1 号）の規定の例により、同条例 3 条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 3 日から施行する。